

日本学生支援機構 給付奨学金【学部】 家計急変による採用

■概要：

予測できない事由によって家計が急変したことにより学資支弁が困難となった方を対象に、入学料/授業料免除と給付奨学金を併せて支援する制度です（入学料免除は 1 年次入学者・編入学者のみ対象）。

日本学生支援機構給付奨学金の定期採用（4 月・10 月）申請期間外でも随時申請を受け付けます。

■対象者：

以下の A～E の事由に該当する方

A	生計維持者の死亡
B	生計維持者が事故または病気により、3 ヶ月以上就労困難
C	生計維持者の非自発的な失業
D	震災・火災・風水害の影響による A～C の事由発生・世帯収入の減少
E	父母の暴力からの避難のため「児童福祉法」「売春防止法」上の施設等に入所

■申請受付期限：

入学後に家計急変した場合： **事由発生後速やかに**

入学前に家計急変した場合： **入学後速やかに**

※入学後に家計急変した場合の支給開始日は、申請日の属する月となります。

入学前に家計急変した場合の支給開始日は、入学後 3 か月以内の申請であれば入学した月となり、入学後 3 か月経過後の申請であれば申請日の属する月となります。

※家計急変後の収入状況が住民税情報に反映している場合は、定期採用への申請を検討してください。

■申請種別について：

家計急変採用では、通常の定期採用で支援対象外となった方でも採用となる場合があります。ただし、定期採用では原則年に 1 回実施される支援区分の見直し審査が、家計急変採用では 3 ヶ月に 1 回行われます。定期採用より手続き回数が多く煩雑であるほか、都度の審査結果次第では支援が終了する場合があります。家計急変以前から低所得状態であるなど、あえて家計急変採用で申請する利点が少ない場合は、定期採用への応募を検討してください。

採用が見込まれる支援区分の算出は、日本学生支援機構ウェブサイト「[進学資金シミュレーター](#)」で事前にご確認いただけます。

※年収等のご入力、災害や事故または病気の影響を反映した見込み収入で行ってください。
(次ページへ続く)

■ 手続き手順：

1.申請書類受取（窓口もしくは郵送）

受取方法	期間・場所
窓口受取	受取場所：学生支援課経済支援係（学生センター2 階①番窓口） 土日祝を除く 8:30～12:45/13:45～17:00
郵送請求	請求方法： 郵送請求方法はこちら

※手続きが煩雑なうえ、家計急変状況により提出書類等が異なりますので、窓口受取を推奨しております。

2.申請書類準備

1.でお渡しする申請書類の他に、家計が急変したことを確認できる書類の提出が必要です。
給与所得者／自営業等の類別により用意する書類が異なりますので、日本学生支援機構ウェブサイト「[家計急変採用－給付奨学金（返還不要）の申込み方法](#)」にて確認してください。

3.申請書類提出（窓口もしくは郵送）

提出方法	期間・場所
窓口提出	提出場所：学生支援課経済支援係（学生センター2 階①番窓口） 土日祝を除く 8:30～12:45/13:45～17:00
郵送提出	提出方法：「特定記録」または「レターパック」にて下記住所に送付してください。 〒240-8501 神奈川県横浜市保土ヶ谷区常盤台 79-8 横浜国立大学学生支援課経済支援係

※以降の手続きについては、申請書類配布時にお渡しする案内書面をご確認ください。
※申請書類には、生計維持者（原則両親）の自署が必要な書類があります。生計維持者と離れて暮らしている学生は特に余裕を持って申請するようにしてください。

